

○日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行条例

〔 令和5年2月21日
 条例第1号 〕

改正 令和6年2月21日条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

（不開示情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報に限る。）とする。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（審査会への諮問）

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（個人情報取扱事務の届出等）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を管理者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 管理者は、前2項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、組合の職員又は職員であった者の人事に関する事務については、適用しない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護条例の廃止）

第2条 日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護条例(平成13年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は旧条例第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けたものであった者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第12条第1項、第2項、第3項若しくは第22条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正等については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則

〔令和5年3月3日
規則第1号〕

改正 令和6年2月29日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行条例（令和5年日野町江府町日南町衛生施設組合条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

（費用負担）

第2条 条例第4条第2項の保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額については、日野町江府町日南町衛生施設組合情報公開条例施行規則（平成13年日野町江府町日南町衛生施設組合規則第1号）第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 条例第4条第3項の規定により、特定個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成又は送付に要する費用の減額又は免除を受けようとする開示請求者は、特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書（様式第1号）に当該減免を求める事実を証明する書類を添付して提出しなければならない。

（写しの送付に要する費用の納付方法）

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、納付書により納付する方法とする。

（個人情報取扱事務の届出事項）

第4条 条例第6条第1項第7号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報の記録媒体
- (2) 電子計算組織（電子計算機及び端末機等を使用し、定められた一連の処理手順に従って自動的に事務を処理する組織をいう。）による処理の有無
- (3) 本人以外の者から個人情報を収集する場合における収集先及び収集方法
- (4) 個人情報の目的外利用等をする場合における当該目的外利用等の理由並びに提供先及び提供方法

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

（個人情報の保護に関する文書の様式）

第5条 法、令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	様式名	根拠規定
1	個人情報ファイル簿(様式第2号)	法第75条
2	保有個人情報開示請求書(様式第3号)	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)	法第82条第1項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第5号)	法第87条第3項
5	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第6号)	法第82条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第7号)	法第83条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第8号)	法第84条
8	他の実施機関への開示請求事案移送書(様式第9号)	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書(様式第10号)	法第85条第1項
10	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(様式第11号)	法第86条第1項
11	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(様式第12号)	法第86条第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第13号)	法第86条

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第14号)	法第86条第3項
14	保有個人情報訂正請求書(様式第15号)	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)	法第93条第1項
16	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第17号)	法第93条第2項
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第18号)	法第94条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第19号)	法第95条
19	他の実施機関への訂正請求事案移送書(様式第20号)	法第96条第1項
20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(様式第21号)	法第96条第1項
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第22号)	法第97条
22	保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)	法第99条第1項
23	保有個人情報利用停止決定通知書(様式第24号)	法第101条第1項
24	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第25号)	法第101条第2項
25	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第26号)	法第102条第2項
26	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第27号)	法第103条
27	委任状(個人情報に係る開示請求用)(様式第28号)	令第22条第3項
28	委任状(特定個人情報に係る開示請求用)(様式第29号)	令第22条第3項
29	委任状(訂正請求用)(様式第30号)	令第29条において準用する令第22条第3項
30	委任状(特定個人情報に係る訂正請求用)(様式第31号)	令第29条において準用する令第22条第3項

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

31	委任状(利用停止請求用)(様式第32号)	令第29条において準用する令第22条第3項
32	委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)(様式第33号)	令第29条において準用する令第22条第3項
33	諮問書(開示決定等)(様式第34号)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
34	諮問書(訂正決定等)(様式第35号)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
35	諮問書(利用停止決定等)(様式第36号)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
36	諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)(様式第37号)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
37	諮問をした旨の通知書(審査請求人等)(様式第38号)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第1号(第2条関係)

特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書

年 月 日

管理者江府町長 様

請求者 住 所 (所在地)
氏 名 (名称及び代表者)
電 話

日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則第2条第2項の規定により、次のとおり自己の特定個人情報の開示に要する費用の減免を申請します。

開示決定の内容	
減免を求める理由	

備考 減免を求める事実を証明する書類を添付してください。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第2号(第5条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第3号(第5条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア	開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ	請求者本人確認書類			
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証			
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)			
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
	<input type="checkbox"/> その他()			
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)			
	(ア)	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
			<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		(ふりがな)		
	(イ)	本人の氏名	_____	
	(ウ)	本人の住所又は居所	_____	
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他			
	()			
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。			
	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()			

様式第4号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等(同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

様式第5号(第5条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交 付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

(有
無)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第6号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第7号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第8号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第9号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

他の実施機関への開示請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示請求者氏名 等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者) 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の実施機関に移送する場合には、その旨)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第10号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

開示請求者への開示請求事案移送通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第11号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第12号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第13号(第5条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第14号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第15号(第5条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

様式第16号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第17号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第18号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第19号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第20号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

他の実施機関への訂正請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第21号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第22号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

(他の実施機関)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第23号(第5条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____ () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
ア 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな)
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所又は居所	_____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第24号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第25号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者江府町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日野町江府町日南町衛生施設組合を被告として(訴訟において日野町江府町日南町衛生施設組合を代表する者は管理者江府町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第26号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第27号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第28号(第5条関係)

委任状
(個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第29号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第30号(第5条関係)

委任状
(訂正請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第31号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状
(利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第33号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第34号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(開示決定等)

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メ ールアドレス、住所等	

(第3編 執行機関 (日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則))

- 注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第35号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メ ールアドレス、住所等	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

- (注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。
- なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第36号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第101条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)(写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨 の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メ ールアドレス、住所等	

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

- (注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

様式第37号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

諮 問 書

(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定による利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則）

（別紙）

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の日付、受付番号等 (2) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 [訂正請求書、利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書(写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

- (注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。
- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項〔同法第94条第2項、第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(※)行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第38号(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

諮問をした旨の通知書(審査請求人等)

(審査請求人等) 様

(実施機関)

年 月 日付けの(実施機関)に対する審査請求について、下記のとおり鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

(注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

○日野町江府町日南町衛生施設組合公印規程

（ 昭和 62 年 3 月 14 日
訓 令 第 1 号 ）

改正 平成 11 年 4 月 1 日訓令第 1 号 平成 12 年 3 月 30 日訓令第 1 号
平成 19 年 3 月 20 日訓令第 1 号

（趣旨）

第 1 条 日野町・江府町・日南町衛生施設組合の公印については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（公印の種類及び保管者）

第 2 条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

（公印の保管）

第 3 条 公印の保管は、保管者が責任をもって行わなければならない。

（公印の登録）

第 4 条 公印を登録し、これを整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を備える。

（その他）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、公印の使用及び取扱い等については、江府町公印規程（昭和 39 年江府町訓令第 36 号）を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合公印規程）

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法	保管者	個数	用途
管理者の印	別図1	れい書	20ミリメートル平方	事務局 事務局長	1個	
副管理者の印	別図2	れい書	20ミリメートル平方	事務局 副管理者	1個	
事務局長の印	〃 3	〃	〃	事務局 事務局長	1個	
会計管理者の印	〃 4	〃	〃	事務局 事務局長	1個	

ひな形

(1)

管	生	町	日
理	施	日	野
者	設	南	町
之	組	町	江
印	合	衛	府

(2)

副	生	町	日
管	施	日	野
理	設	南	町
者	組	町	江
之	合	衛	府
印			

(3)

事	生	町	日
務	施	日	野
局	設	南	町
長	組	町	江
之	合	衛	府
印			

(4)

会	生	町	日
計	施	日	野
管	設	南	町
理	組	町	江
者	合	衛	府
之			
印			

第3編 執行機関（日野町江府町日南町衛生施設組合公印規程）

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

番 号	第 号	第 号	第 号
印 影 欄			
登 録 年 月 日			
ま っ 消 年 月 日			
保 管 者			

第2章 監査委員

○日野町江府町日南町衛生施設組合監査委員条例

〔昭和39年9月26日
条例第4号〕

改正 昭和46年11月9日条例第6号 昭和47年8月30日条例第8号
平成8年2月28日条例第1号 平成21年12月3日条例第1号
平成22年8月30日条例第1号

（条例の目的）

第1条 本組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するため、監査委員を置く。

（監査委員の定数）

第2条 本組合の監査委員の定数は、2人とする。

（議員のうちから選任する監査委員の数）

第3条 議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。

第4条 監査委員に関し、法令に別段の定めがあるものを除き、この条例で定める。

（監査委員の任務）

第5条 監査委員は、本組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定例監査を行うこと。
- (2) 法第75条第1項及び第243条の2第3項の規定による監査の請求があったとき、その監査及び公表若しくは職員の行為の制限又は禁止に関すること。
- (3) 法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、その監査及び公表に関すること。
- (4) 法第235条の2第1項の規定による出納に係る例月検査を行うこと。
- (5) 法第233条第2項の規定による決算書類の審査を行うこと。
- (6) 法第125条の規定により議会から請願が送付せられてきたときは、その処理を行うこと。

(定例監査)

第6条 前条第1号の定例監査は、毎年4月、7月、10月、1月にこれを行う。ただし、都合によりこの月以外に行うことが出来る。

(例月検査)

第7条 第5条第4号に規定する例月の出納検査は、毎月10日に行う。

(監査の通知)

第8条 監査委員は、監査を行うときは別に規定するものを除き、その期日前7日までに監査の事項及び日時等について、管理者に通知しなければならない。

(共同監査)

第9条 監査は、やむを得ない場合を除き、2人をもってこれを行う。

(書類、帳簿の提出及び説明の要求)

第10条 監査委員は、管理者に職務上必要な書類、帳簿、証書類等の提出を求め、及び管理者若しくは関係ある職員の説明又は証言を求めることができる。

(決算の審査)

第11条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類は、翌年度10月末日までに決算その他必要な書類を作成した日から20日までに監査委員に提出し、その審査に付さなければならない。

(審査した決算書等の管理者への送付及び公表)

第12条 監査委員は、前条の規定による審査を行ったときは、審査に付された日から20日以内にその意見を付して、管理者に送付しなければならない。

2 監査を終わったときは、その結果について議会及び管理者に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

(監査結果に対する処理)

第13条 監査委員の行った監査及び審査の結果に基づいて、所管主任者が当該事項の措置を講じたときは、速やかに管理者及び監査委員にその内容を報告しなければならない。

(監査請求の補正期間)

第14条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第99条において準用する同令第97条第2項の規定による請求の補正期限は、1箇月を限度として、その都度監査委員はこれを定め、請求代表者に通知しなければならない。

(請願の審査)

第15条 監査委員は、議会から請願が送付せられてきたときは、直ちにその処理に着手し、その経過及び結果を次の議会に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、前項の規定により難い場合は、あらかじめ議長の承認を得なければな

らない。

（公表及び告示の書式）

第16条 監査委員が行う公表及び告示については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除き、管理者の告示の要領による。

（公表の準用）

第17条 法第75条及び地方自治法施行令第99条において準用する同令第98条の規定による公表は、前条に規定するもののほか適当と認める方法によりこれを行う。

（書記）

第18条 監査委員の事務を補助するため、書記1人を置く。

（委任）

第19条 法令又はこの条例に定めるもののほか、監査に関して必要な事項は、監査委員会が管理者の承認を得て別に定める。

附 則（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（昭和47年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（平成8年条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存職する監査委員については、その任期が完了するまでの間は、この改正後の条例第3条の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年9月1日から施行する。